

新規実地研修施設の応募から指定までに関する Q&A

1	<p>Q. 実地研修施設の要件について</p> <p>「ユニットケア導入後3年以上経過した施設であり、かつユニットケア施設管理者研修修了者及びユニットリーダー研修修了者が2名以上勤務している」、「ユニットリーダー研修実地研修施設の候補施設の自己評価及びすべての調査員の調査結果が総点の7割以上の施設であり、実地研修施設として適切であると実地研修施設選定委員が認めた施設」でよろしいですか。 他に要件等はありますか。</p>
	<p>A. その通りです。</p> <p>厚生労働省が定める老高発0330第1号令和4年3月30日「『ユニットケア施設管理者研修』及び『ユニットリーダー研修』の実施について」の通知に基づき要件を定めています。</p>
2	<p>Q. 指定申請の手続きについて</p> <p>実際に新規指定を申請する際の手続きの流れはどういった形になるのでしょうか。申請の手引きや、申請書様式等ありましたら提供されますか。HP上に掲載されていますか。</p>
	<p>A. 新規実地研修施設の応募から指定までの流れは以下のようになります。</p> <p>【応募から指定までの流れについて】</p> <p>①募集 新規応募について、次年度の募集が決まりましたら、「新規ユニットリーダー研修実地研修施設募集要項」を自治体に発出します。 自治体の皆さまには所管する対象施設へご周知いただくようお願いします。 *ホームページにも同様に募集について掲載し、候補施設が確認できるように致します。</p> <p>②新規募集説明会の開催 新規募集説明会を開催し、説明会に参加していただいた候補の施設へ、応募の手順を詳しくご説明いたします。 *応募には新規募集説明会への参加が条件となっています。</p> <p>応募条件（以下の①～⑧の条件を全て満たす施設であることとします）</p>

応募条件	
1	新規ユニットリーダー研修実地研修施設募集説明会（以下、「新規募集説明会」という。）に、 <u>施設管理者が参加した施設であること。</u> なお、参加していない場合は、応募を受付けることはできません。
2	都道府県及び指定都市（以下、「都道府県等」という。）のユニットケア研修担当部（局）長より、ユニットリーダー研修実地研修施設推薦書に基づき、推薦された施設であること。
3	過去に重大な過失（各関係法令についての違反、業務停止・指定取り消し・行政処分・不正請求等）がないこと。
4	ユニット型介護保険施設であること。但し、 <u>単独短期入所施設及び施設の全ユニット数が3ユニット未満の施設は不可</u> とします。
5	ユニットケア実施開始後3年以上が経過している施設であること。
6	ユニットケア施設管理者研修修了者1名以上及びユニットリーダー研修修了者2名以上が在籍している施設であること。
7	3日間の実地研修において、1ユニットに1名の受け入れができ、3名程度の受講者を同時日程で受け入れることが可能であること。
8	選定調査票に基づく自己評価結果が総点の7割以上であること。

③応募書類提出→事前書類審査

- ・応募条件を満たしている場合は、必要書類を揃えて所管する自治体へ提出します。
- ・自治体のご担当者には応募書類一式の確認をしていただきます。

④現地調査

書類審査で基準を満たしていると判断された場合は、現地調査を行います。応募する施設を所管する自治体のご担当者も現地調査にご同行いただきます。

⑤指定の判定

調査結果をもとに選定委員会で審議を諮り、指定の可、不可を決定します。
指定可となった施設については、次年度（もしくは次期）以降、実地研修施設としてご活動いただきます。

⑥調査結果説明会

選定結果の詳細については、全ての調査対象施設に対し、指定の判定後、結果説明会を開催し丁寧に説明します。

3	Q. 新規募集説明会について、開催はどのように行いますか。
	A. 新規募集説明会の開催方法はコロナ禍の状況に合わせて検討します。 新型コロナウィルス感染症が5類感染症となったことから、状況に応じてオンラインまたは会場開催、またはその両方など柔軟に検討していきます。
4	Q. 現地調査は誰が行いますか。
	A. 調査員は、下記の調査員複数名が訪問し、実施します。 ① 施設整備担当者及び施設指導監督担当者を対象としたユニットケアに関する研修会を受講した者。 ② ユニットケアを実施して3年以上を経過した施設の施設長等であって、推進センターが実施する調査員研修会を受講した者。
5	Q. 現地調査はどれくらいの時間で行いますか
	A. 原則として昼食時間（昼食における支援の様子も見る必要があるため）を含めた概ね8時間程度を予定しています。 *所在地の交通機関等の利用状況等により、1日の場合と2日間に分けて行われる場合があります。
6	Q. 適否の結果はどのように知られますか
	A. 適否の判定は、調査結果をもとに、推進センターに設置している選定委員会において、厚生労働省が定める実地研修施設の選定基準に従って、判定されます。 結果は調査対象施設及び調査対象施設を所管する都道府県等（市町村を含む）宛てにご連絡します。
7	Q. 施設が実地研修施設の指定を受けることによって、何か得られることはありますか

A. 実地研修施設になることは、実地研修施設の役割を担うだけでなく、リーダー的な役割を担うことで誇りが生まれます。

今年度開催予定の「ユニットリーダー研修実地研修施設を目指すためのセミナー」では、下記の内容をお伝えしたいと考えております。何卒ご協力の程、よろしく願い致します。

* * * * *

- 実地研修施設は、上記の基準を満たすことが必須となるため、ユニットケアの模範施設であることが全国に周知されます。
- 実地研修施設は、その役割としてユニットリーダー研修にファシリテーターとして参加していただきます。その結果、講義内容を熟知し、施設の取り組みに反映することができます。
- 実地研修施設は、受講者と同様の学びが得られますので、全国の受講者の傾向を把握しつつ、実地研修では実地研修施設の実践を見てもらい、指導的な役割を担っていただきます。
- 実地研修施設は、センター独自の更新調査を受けることで、自施設の取り組みを見直す機会となり、定期的に自施設の取り組みを振り返り、実地研修施設の質の向上を目指していきます。
- ユニットリーダー研修実施後は、自治体とともにフォローアップ研修を開催し、地域への普及活動にご協力いただくことで、リーダー的な役割を担っていただき、全国各地にユニットケアを推進していただきます。